

非常用曳航手順書に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編, C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 B 編, C 編及び CS 編

改正事項

非常用曳航手順書に関する事項

改正理由

2008 年 5 月に開催された MSC84 において, 非常用曳航手順書の保持を要求する SOLAS 条約第 II-1 章第 3-4 規則の改正が, 決議 MSC.256(84)として採択された。また, 非常用曳航手順書を準備する船舶所有者/オペレータのための指針が MSC.1/Circ.1255 として回章されている。

この要件は, 2010 年 1 月 1 日以降に総トン数 500 トン以上の貨物船に適用されるとともに, 2010 年 1 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 500 トン以上の貨物船は 2012 年 1 月 1 日までに, 必要な処置を講じる必要がある。

今般, 決議 MSC.256(84)に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 非常用曳航手順書に関する要件を新たに規定した。
- (2) 2010 年 1 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 500 トン以上の貨物船は, 2012 年 1 月 1 日までに必要な処置を講じ, 検査により確認を受ける旨規定した。
- (3) 参考資料として, 非常用曳航手順書を準備する船舶所有者/オペレータのための指針を鋼船規則検査要領の付録に加えた。